

自主防災組織 活動マニュアル



自分の命は自分で守る
自分たちの地域は自分たちで守る

会津美里町

目 次

I	自主防災組織とは	
1.	自主防災組織の必要性	1
2.	自主防災組織の意義と役割	2
II	自主防災組織の整備	
1.	組織の結成	3
2.	自主防災組織の結成から活動まで	4
III	自主防災組織の活動	
1.	日常における活動	5
2.	災害時の活動	6
	①情報の収集及び伝達	
	②出火防止、初期消火	
	③救出・救助	
	④避難誘導、避難所の開設・運営等	
	⑤給食・給水	
3.	自主防災組織に対する支援制度	10

別 編

資料編

資料	1	自主防災組織規約(案)	11
資料	2	防災計画(例)	13
資料	3	活動計画(例)	17

I 自主防災組織とは

1. 自主防災組織の必要性

東日本大震災のような大地震や台風等による大規模災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておかななくてはなりません。しかしながら、ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の発生を防ぐためには、国や県、町の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが困難なため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や隣近所の人が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。そして「自助」「共助」「公助」が有機的に繋がることにより、被害の軽減を図ることができます。

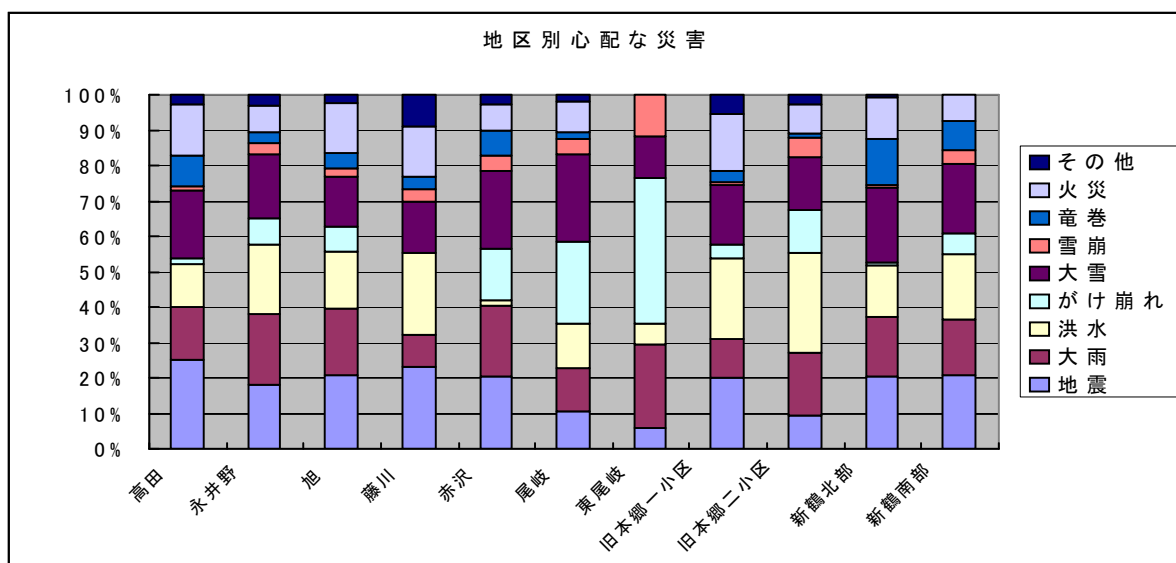
災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。

※ 事 例

平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」では、道路・鉄道・電気・ガス等の都市基盤の崩壊や職員自身の被災から、発災直後は防災機関の活動が十分に機能せず、隣近所の多くの人々が協力し合い、救助活動に参加して尊い命を守った事例や、初期消火を行い延焼を防止した事例が報告され、家屋の倒壊による生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち、約95%は自力または家族や隣人に救助され、消防などの公的機関に助けられたのは、1.7%だったというデータがあります。

○地域の防災環境に関する意識

※平成25年5月に実施した町民アンケート調査（地域、年齢、性別を勘案して1,000名抽出、回答率56.7%）で、「地域において心配する災害がありますか？」という設問では、53.4%の方が「ある」と回答しています。また、「心配する災害は何ですか？」という設問（複数回答）では、「地震」159名、「大雪」153名、「河川の氾濫」135名、「大雨」131名の順となっています。



2. 自主防災組織の意義と役割

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うための組織です。災害対策の最も基本となる法律である「災害対策基本法」においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」(第5条第2項)として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されています。

組織の充実にあたっては、災害の種別、地域の自然的、社会的条件、住民の意識等が、地域によって様々であることから、活動の具体的範囲及び内容を画一化することは困難です。よって、地域の実情に応じた組織の結成が進められることが必要です。自主防災組織は、地域において「共助」の中核をなす組織であるため、自治会等の地域で生活環境を共有している住民等により、地域の主体的な活動として結成・運営されることが望まれます。

特に災害によって地域が孤立した場合には、こうした普段から生活環境を共有している住民同士が相互に協力し合う「共助」が、被害の軽減のために最も重要な行動となります。平成16年の新潟県中越地震における旧山古志村(現長岡市)で、発災当日に住民全ての安否を確認できたことは、こうした「共助」の最たる例です。

なお、自主防災組織が日頃から取り組むべき活動としては、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等があります。また災害時においては、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動があります。

そのほかにも、地域の活動団体と協力しながら、例えば家屋の耐震診断や家具の転倒防止を進めるといった防災活動や、住宅防火対策として住宅用火災警報器の普及啓発、環境、福祉活動を行う等、その活動は多様なものとなっています。

※(解説)「隣保協同の精神」と自主防災組織

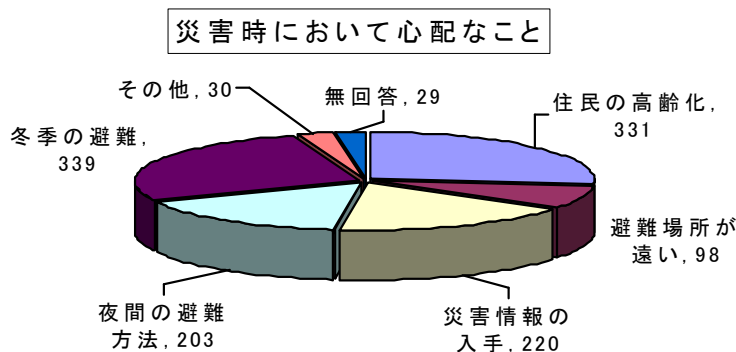
隣保協同の精神とは、「となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合うこと」をいいます

隣保・・・となり近所の家々や人々との日常的なつながり

協同・・・役割を分担しながら、力・心を合わせて事にあたること

自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力し合える組織として、隣保協同の精神に基づく活動が求められています。

※町民アンケート調査で、「災害時において、あなたが住む地区で心配なことは何ですか?」という設問(複数回答)では、「冬季の避難」339名、「住民の高齢化」331名と回答者の6割を占めた。



II 自主防災組織の整備

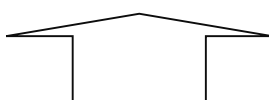
1. 組織の結成

自主防災組織を結成するためには、地域住民が強制的なものではなく、自発的に参加することはもちろんですが、無理せず継続的に参加することも重要です。まずはひとりでも多くの住民が防災への関心を持てるよう、「地域でともに安心・安全な暮らしを守る意識」の啓発に努め、市町村や消防機関等と協力しながら活動への関心を持ってもらうための情報の提供を行い、参加のきっかけづくりをしていく必要があります。

また、実際に自主防災組織を結成する場合には様々な手法が考えられます。主な手法としては、自治会等の既にある団体をベースとする場合が一般的ですが、既存の組織とは別に、新たな組織として結成する手法もあります。

自主防災組織結成単位別の特徴

町内会・自治会を活用した組織例			
結成方法	自治会＝自主防災組織	自治会の下部組織	自治会とは別組織
内容	自主防災組織という形式で役員も兼務する。	町内会の一部として自主防災活動部門を設置する。	別個に全く独立した自主防災組織を設立する。
特徴	組織作りが容易で、継続しやすい。		組織としての下地が無い ため、組織作りが難しい。
	住民にとって組織の仕組みが分かりやすい。	経験が蓄積され専門性が高まる。 活動の独自性を発揮しやすい。	
	自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。	同一地域に二人の代表者がいて、混乱や対立が起こりやすい。	

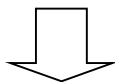


自主防災活動への関心を持ってもらうため、明確な目的をもち、情報の提供、自主防災組織への参加のきっかけとなる取り組みが必要



2. 自主防災組織の結成から活動まで

- ①自分の地域に自主防災組織があるか確認する！
 - ・ 自治区や町の防災担当（消防交通係）などに確認する。
- ②自治区で防災について話し合う！
- ③役員会で検討し、総会で決議する！
 - ・ 自治区の内部組織として防災部を設置するか、他の地区と協力して新たに自主防災組織として立ち上げるか検討する。



- ・ 役員でどのような組織にするかを決め総会で決議し、賛同を得る。
- ④自主防災リーダーを決める！
 - ⑤自主防災組織の規約を決める！
 - ・ 既存の自治会の規約に、自主防災活動についての記述を加えた形をとる。
 - ・ 新たに「〇〇自主防災組織」として規約を作成する。（資料編規約例参照）
 - ⑥防災計画を策定する！
 - ・ 町の防災担当（消防交通係）と相談しながら、災害時の防災体制など自分の地域に即した計画を策定する。（資料編防災計画例参照）
 - ⑦規約や防災計画について、総会で討議し策定する！

自主防災組織の結成！！！！

- ・ 回覧板等を利用して地域住民へ周知する。
- ⑧自主防災組織の結成について、役場消防交通係へ報告する！
 - ⑨自主防災活動を実施する！
 - ・ 防災資機材等の整備をする。
 - ・ 平常時は、防災訓練、防災資機材の定期点検、防災意識の啓発活動を行う。
 - ・ 災害時は、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水の実施等を行う。

※詳細は、次項の「Ⅲ自主防災組織の活動」を参照してください。



Ⅲ 自主防災組織の活動

1. 日常における活動

自主防災組織における日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要です。

なお、活動の実施にあたっては、「日常の活動がいざというときに役立つ」という実効性にもとづき、「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を、自分たちの日常生活の中にどのように組み込めるかを念頭に置きながら活動を計画し、継続的に取り組むことが望まれます。

日常における主な活動

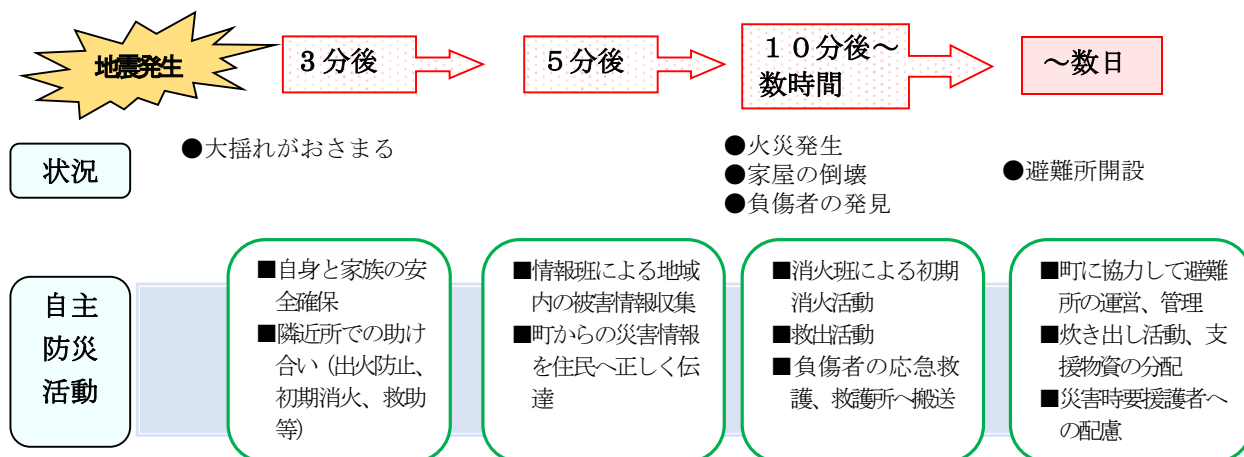
<p>①防災知識の普及（地域防災・家庭内の安全対策）</p> <p>災害時に自主防災組織が効果的に活動し、災害による被害を最小限に食い止めるためには、地域住民が防災に関する正しい知識を持っている必要があります。そのため、様々な機会をとらえて、継続的に防災知識の普及・啓発に取り組むことが重要です。</p> <p>活動例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の役割分担や活動内容 ・ 災害時要援護者への対応 ・ 各個人、各家庭での防災対策 ・ 地震や風水害などに関する知識 など 	<p>②地域の防災環境の確認</p> <p>防災の基本は、自分の住むまちを知ることです。地域内の危険箇所や防災上の問題点を洗い出し、優先順位を決めて改善します。</p> <p>また、「防災マップ」や「ハザードマップ」を活用し、危険箇所や避難所の場所を把握します。</p> <p>点検ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所や避難経路の把握 ・ 違法駐車や放置自転車の状況 ・ 塀や石垣など倒れやすいものの状況 ・ 地域の災害履歴や災害に関する伝承の把握
<p>③防災資機材の整備</p> <p>防災資機材は災害発生時に活用します。地域の実情に応じて必要な資機材を準備し、日常的に使用方法を学びます。</p> <p>主な資機材</p> <p>ヘルメット、消火器、担架、救急医薬品、非常食、メガホン、ロープ、懐中電灯、テント、ハンマー、バールなど</p>	<p>④防災訓練の実施</p> <p>防災訓練は、いざという時に的確な対応をとることができるために欠かせないものです。多くの地域住民に参加を呼びかけ、地域一丸となって定期的に開催します。</p> <p>防災訓練の種類</p> <p>初期消火訓練、避難誘導訓練、救出・救護訓練、給食・給水訓練、情報収集・伝達訓練</p>
<p>⑤災害時要援護者対策</p> <p>災害時に、災害時要援護者に対する避難支援等を迅速、的確に行うために、平常時から要援護者の方がどこにどのように暮らしているのか、また、どの場所にどの程度の人数がいるのか等の情報を把握する必要があります。</p>	<p>⑥他団体との連携</p> <p>大規模災害が発生した場合、一地域の自主防災組織だけで対応することは困難になります。近隣の自主防災組織や地域の消防団等と情報交換を行い、連携を密にし助け合う協力体制が必要です。</p>

2. 災害時の活動

災害時の活動は、災害発生から時間の推移により変化するため、時期に応じた的確な活動が求められます。

以下は、地震発生時における初動対応の時期に期待される活動を表したものです。自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められます。また災害時の活動においては、自身及び家族の安全確保を前提として行われるものです。

時系列による地震災害時の活動



①情報の収集及び伝達

<地震災害時>

的確な応急対策をとるためには、町や消防機関からの災害情報や指示を住民に正確かつ迅速に伝え、自分たちの地域の被害状況や避難状況を収集し、町へ連絡する必要があります。

特に、デマや混乱を防ぐため、自主防災組織内に伝達担当や情報収集担当などの情報班を設置し、連絡体制を整備する必要があります。

伝達すべき災害情報 (例)

○地震発生時

- ・被害の状況 (人的被害、火災・崖崩れなどの状況並びに建物、道路及び橋などの被害状況)
- ・電気・水道・電話等の復旧見通し
- ・避難の勧告または指示
- ・救援活動の状況
- ・給食・給水、生活必需品の配給、衛生上の注意 など

■ポイント

- ・自主防災組織の情報収集・伝達担当は、地域内の被害状況や必要な情報の収集を迅速に行い、必要に応じて地域内に周知し、防災関係機関へ連絡する。
- ・災害時要援護者に対しては、平常時から連絡体制を整備しておく。

<風水害時>

地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められますが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険を避けるために、早期の情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能になります。

風水害時には、雨音等により防災無線や広報車による音が聞こえにくくなる恐れがありますので、自主防災組織に設置された情報班が、早めに情報を伝えることが重要となります。

風水害時に伝達される情報

○気象庁・気象台が発表する情報

- ・気象情報（大雨、洪水、強風、雷、高潮等）
- ・気象警報（大雨、洪水、暴風、高潮等）

○都道府県と気象庁が共同で発表する情報

- ・土砂災害警戒情報

（大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告を発令する際の判断や住民の自主避難の参考になるよう発表する情報）

○市町村長が発令する避難に関する情報

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 （要援護者避難情報）	人的被害の発生する可能性が高まった状況	要援護者は、避難行動を開始し、その他の者は、持出品等の準備を開始
避難勧告	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、避難行動を開始
避難指示	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況あるいは人的被害の発生した状況	確実な避難行動の完了未だ避難していない者は、直ちに避難行動を開始するか、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動

■ポイント

- ・人間には、「正常化の偏見」や「集団同調性バイアス」という特性があると言われていいますので、早めの避難を心掛けることが大切です。

「正常化の偏見」（心理学用語）

相応の情報があっても都合のいい理由をつけ、災害の危険を過小評価してしまう人間の特性

「集団同調性バイアス」（心理学用語）

危険を知らせる情報を入手していても、周りの人々の行動にあわせようとする心理。避難勧告が発令されても、周りが避難行動をとらなければ自分も避難しない。

この場合、自主防災組織の役員自らが率先して避難行動をとることが効果的です。

②出火防止、初期消火

平常時から、地域全体で出火防止に心がけ、家庭から火を出さないよう心がけます。大規模な地震発生時には、火災の同時多発や建物の倒壊、停止車両等による消防車の通行不能道路の発生により、通常火災よりも消防活動が制限されます。

もし、出火した場合は、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行う必要があります。

初期消火活動の一例

- 地震発生時は、自分の家庭の出火防止や家族の安全対策を行う。
- 組織の地域内に火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集合し次第出動する。
- 放水は原則として屋外で行う。
- 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し避難する。
- 消防機関が到着したら、その指示に従う。

③救出・救助

大規模な地震が発生すると、建物の倒壊や家具の転倒により多くの負傷者が発生します。そのため、倒壊物やガレキの下敷きになった人を、資機材を使用して救出にあたる他、負傷者には応急手当を行い、病院へ搬送するなどの支援が求められます。

地域の医療機関、市町村及び消防機関などとあらかじめ協議し、負傷者が発生した際には、医療機関または応急救護所に搬送することも必要です。

■ポイント

- ・自主防災組織で、救出活動用の資機材を準備しておく。
- ・状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求めるとともに、危険を伴うため、2次災害発生に十分注意しながら作業にあたります。
- ・応急手当の方法などについては、平常時から市町村、消防機関、日赤などが実施する講習などを受講し習熟しておく。



④避難誘導、避難所の開設・運営等

避難活動の中心的役割を自主防災組織が担う場合も多く、市町村や消防機関と十分協議の上、組織の防災計画において密接な避難計画をつくり、住民に周知徹底する必要があります。

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、自分の地域に避難勧告や指示が出たら、速やかに住民を避難場所などの安全な場所に誘導します。避難経路は災害の状況によって変化するので、防災機関などからの正確な情報に基づいて安全に誘導します。避難場所は、市町村の地域防災計画において定めることとなっていますが、そこに至るまでの一次避難場所を、市町村や消防機関と協議して事前に定めておくことも必要です。

避難所の運営については、実際にそこで生活する住民が主体となることが望ましく、避難所に集まる自主防災組織が市町村と避難施設管理者と共同で「避難所運営マニュアル」を作成することが望ましいです。

避難所での役割と配慮すべき点

役割	配慮すべき点	具体策（例）
食料・生活物資の提供	原則として、避難者へ均等に行き渡るように配慮する。	食料・生活用品の配給についてのルール作りをし、情報掲示板に掲載するなど周知徹底を図る。
生活場所の提供	家屋の倒壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間、生活の場を提供する。	暑さ・寒さ対策、プライバシー対策及び要援護者が生活しやすいように配慮をする。
時間割の設定	共同生活になるため、規則正しい生活を送ることを心掛ける。	いくつか決まった時間を設定する。
衛生・整理整頓の保持	集団生活であり、風邪などが蔓延する恐れがあるため、トイレ、風呂等の共同スペースはもちろん、個人スペースも清潔に保ち、整理整頓をする。	災害時は、ごみ処理能力が低下しているため、ごみの分別は徹底化し、削減に努める。
安全管理	余震による影響を考え、危険箇所の把握や外部者の出入りも多く発生するため不審者対策を行う。また、火災対策も行う。	避難所内は原則禁煙として、避難所とは別の位置へ喫煙所を設ける。また、事前に消火器の場所を確認しておく。
情報の提供・交換・収集	避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行う。	報道、関係機関、他の避難所、避難者等から情報を収集し、被害情報・復旧情報を把握し、避難者へ提供する。ただし、災害時は情報が錯綜するので、デマには注意すること。
コミュニティの維持・形成	従前のコミュニティを維持したり、新たなコミュニティを形成したりするなど、避難している近隣の住民同士が、互いに助け合いながら生活できるように配慮する。	避難者同士の運営組織の立ち上げ、避難所のルールや良好な関係を維持できるようにする。避難者みんなで役割分担をし、一部の人に負担が重くならないように配慮する。

⑤給食・給水

大規模な地震や風水害の発生時には、停電や断水、さらに食料や飲料水が不足することが予想されます。自主防災組織として、事前に必要な物を準備したり、食料や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しなどを行う必要があります。

事前の準備

- ① 防災倉庫を設置し、食料品、濾水器、鍋等を備蓄しておく。
- ② 地域内にある池、プール等を事前に把握し、災害時に生活用水として使用できるようにしておく。
- ③ 食料品等の受入れ、配給方法や住民への周知方法を事前に決めておく。

配慮すべき点

- ・炊き出しを行う際は、食中毒などの二次災害を出さないように、衛生面に十分配慮する。
- ・災害時要援護者などにも、きちんと配給できるよう配慮する。
- ・高齢者や病人、乳幼児などは一般の防災備蓄食料があわない場合もあるため、食べられるように配慮する。
- ・アレルギー体質の人への配慮もする。

3. 自主防災組織に対する支援制度

いざ大災害が発生した場合、町民の生命財産を守るために、町役場や消防機関などは全力で応急対策を実施しますが、対応にも限界があります。そこで、お互いに助け合い地域を守るためには、日頃より組織的に防災活動の体制を整えておくことが必要となります。

地域の自治会活動の一環として自主防災組織を設立し、良好な人間関係を保ちながら災害に強い地域を作る活動を支援する制度が、町において創設されていますので、設立や活動のために活用してください。

(1) 会津美里町自主防災組織設立支援補助金交付要綱 (平成 26 年度)

<概要>

自主防災組織の設立促進と活動の充実を図るため、防災用資機材（ハード面）の整備に対して、町が補助金の交付や助言等の支援を行います。

<補助対象>

- ・防災用資機材整備
(消火器、ハンドマイク、救命ロープ、担架、テント、リヤカー等)

<補助基準限度額>

- ・10万円

〇〇自治区自主防災組織会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、〇〇自治区自主防災組織会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、〇〇地区住民の共助の精神に基づき、町内活動の一環として自主防災活動を行うことにより、火災又は地震等の災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

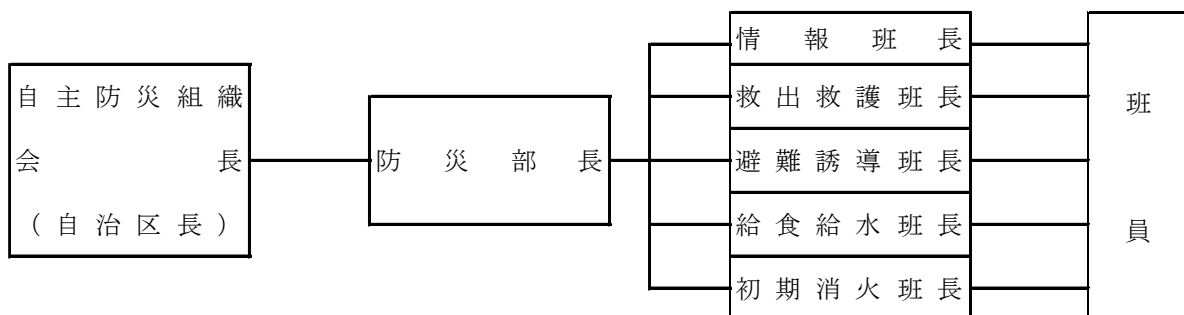
- （1） 防災に関する知識の普及啓発に関すること。
- （2） 災害等に対する予防及び防災訓練に関すること。
- （3） 災害等の発生時における情報収集、伝達に関すること。
- （4） 災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合における災害時要援護者及び負傷者の救出、避難誘導、給食給水等の応急対策に関すること。
- （5） 防災資機材、非常食及び飲料水の備蓄に関すること。
- （6） その他、本会の目標達成のために必要な事項に関すること。

（構成）

第4条 本会は、 〇〇自治区に居住する住民をもって構成する。

（組織）

第5条 本会の組織は、次のとおりとする。



（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1名
- （2） 防災部長 1名
- （3） 班 長 5名
- （4） 会 計 1名
- （5） 監 査 2名

2 自主防災組織会長（以下「会長」という。）は、自治区長をもってあて、その他の役員は、会員の互選により選出する。

（職務）

第7条 役員は次の職務に従事する。

- （1） 会長は、本会を代表し会務を総括するとともに、地震等の災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- （2） 防災部長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは各班長の指揮を行う。

- (3) 班長は、災害発生時に班員の指揮を行う。
 - (4) 会計は、収支予算の執行に当たる。
 - (5) 監査は、会計を監査する。
- (任期)

第8条 役員の任期は、自治区役員の任期に準じるものとし、再任を妨げない。
(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。
(総会)

第10条 総会は、全会員によって構成する。

- 2 総会は年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集して議長となる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、防災部長、班長、会計によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第12条 本会は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
 - (1) 災害等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 災害等発生時における情報の収集伝達、災害時要援護者及び負傷者の救出、避難誘導、給食給水等の応急対策、避難所の確保及び他組織との連携に関すること。
 - (5) その他必要な事項。

(会費)

第13条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第14条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入を持って当てる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 監査は、毎年1回会計監査を行う。ただし、必要がある場合には、臨時に行うことができる。

- 2 監査は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

〇〇自治区自主防災組織 防災計画

1 目的

この計画は、〇〇自治区自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の構成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者避難支援に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため別紙のとおり防災組織を編成する。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震・風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
- ウ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- エ 家庭における食料等の備蓄に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ア 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、講習会等の開催
- ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は、次のとおりとする。

- ア 危険地域、区域等
- イ 地域の防災施設、設備
- ウ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- エ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ア 会津美里町地域防災計画、防災マップ等
- イ 座談会、講演会、研修会等の開催
- ウ 災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消化、避難等が迅速かつ的確に行いうるようになるため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難訓練
- オ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに、災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間、防災の日に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達の方法は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話、伝令等による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月11日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等消化資機材の整備状況
- エ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消化活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消化資機材を配備する。

- ア 可搬式(小型)動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ア 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ア 会津美里町高田厚生病院
- イ 会津若松市〇〇〇病院

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

町長の避難指示が出たとき又は、自主防災組織会会長が必要であると認めたときは、自主防災組織会会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を会津美里町地域防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

- ア 〇〇街道、ただし〇〇街道が通行不能の場合は〇〇〇街道
- イ 〇〇地区公民館または〇〇小学校グラウンド

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、会津美里町の要請により協力するものとする。

11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び協力可能な他の班員は、町から配布された食糧、地域内の家庭又は支援者から提供を受けた食糧の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び協力可能な他の班員は、町から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 災害時要援護者支援対策

(1) 災害時要援護者避難支援台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者避難支援台帳・マップ等を作成し、行政、民生・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動についてあらかじめ検討し訓練等に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

別紙のとおり

(2) 定期点検

毎年11月の第2日曜日を全資機材の点検日とする。

〇〇地区自主防災組織会活動計画

1 目的

この計画は、〇〇地区自主防災組織会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の構成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者避難支援に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため防災組織を編成する。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、随時防災知識の普及・啓発を行う。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、地域固有の防災問題に関する把握を行う。

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消化、避難等が迅速かつ的確に行いようとするため、随時防災訓練を実施する。

7 情報の収集・伝達

災害発生時、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

8 出火防止及び初期消火

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図り、地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにする。

9 救出・救護

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

1 0 避難

避難指示が出たとき又は、会長が必要であると認めたときは、地域住民を避難場所に誘導する。

1 1 給食・給水

給食・給水班員は、町から配布された食糧、地域内の家庭又は支援者から提供を受けた食糧の配分、炊き出し等により給食・給水活動を行う。

1 2 災害時要援護者支援対策

災害時要援護者の避難誘導や効果的な救出・救護活動についてあらかじめ検討し訓練等に反映させる。

1 3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1 4 防災資機材

防災資機材等の整備及び管理に関しては、日ごろから点検し、災害時に活用できるように管理する。

会津美里町自主防災組織設立支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時による被害の防止及び軽減を図り、地域住民自ら防災活動を行うために自治区等を単位として組織された団体（以下「自主防災組織」という。）に対し、その設立を支援するため予算の範囲内で補助金を交付することに関し、会津美里町補助金等の交付等に関する規則（平成17年会津美里町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出した自主防災組織とする。

- (1) 設立届出書
- (2) 規約及び防災計画（又は活動計画）
- (3) 役員名簿及び構成員名簿
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助対象経費は、別表に掲げる防災資機材の整備に対する経費とする。

2 補助金額は、100,000円を上限(千円未満を切り捨て)とする。

(補助の回数)

第4条 補助を受けることのできる回数は、組織設立時の1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する場合は、次の各号に掲げる書類を事業に着手する14日前までに町長に提出するものとする。

- (1) 事業（費）補助金等交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 収支予算書
- (3) 防災資機材の仕様を確認することができる書類及び見積書の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金等の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助対象経費の100分の20以内の変更とする。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による実績報告は、次の各号に掲げる書類を当該事業完了の日から起算して14日以内、又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績報告書（規則様式第6号）
- (2) 収支決算書
- (3) 事業に係る請求書及び領収書の写し
- (4) その他、町長が必要と認めたもの

(会計帳簿等の整理等)

第8条 補助金等の交付を受けた補助事業者は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存

しておかなければならない。

(財産の管理等)

第9条 補助事業者は、事業により取得した防災資機材については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、適正な維持管理及び運用に努めなければならない。

2 補助事業者は、事業により取得した防災資機材等を、目的以外の活動に使用し、又は第三者に譲渡してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

区分	防災資機材名
情報伝達用具	ハンドマイク、携帯ラジオ、トランシーバー 等
初期消火用具	消火器、バケツ 等
救助・救護用具	車椅子、はしご、救助用ロープ、スコップ、バール、大工道具、ジャッキ、投光器、一輪車、リヤカー、救命胴衣、夜光ベスト、救急セット、担架、毛布 等
避難用具	懐中電灯、ヘルメット、ロープ、テント、腕章、小型発電機、防水シート 等
給食・給水用具	炊飯用かまど、釜、鍋、やかん、ガスバーナー、給水タンク、飲料水ポリ袋、ろ過・浄化装置 等
その他	防災活動を目的とした防災資機材等で町長が必要と認めたもの